

民事訴訟手続におけるIT化

—民事訴訟のみらいをつくる—

札幌地方裁判所民事5部部総括判事
廣瀬 孝

1

1 はじめに

—民事訴訟手続におけるIT化

2

民事訴訟手続のIT化の背景

- 現行の民事訴訟法
 - 平成10年1月施行
 - ファクシミリによる書面提出
 - 電話会議システム・テレビ会議システムを用いた審理
- その後の情報通信技術の飛躍的發展

3

民間企業におけるIT化

- 「書面」から「ペーパーレス」へ
 - 各種契約手続の電子化
 - スマートフォンによる株主総会の議決権行使
- 「対面」から「非対面」へ
 - 不動産の重要事項説明のオンライン化
 - スマートフォンによる銀行口座開設

4

政府におけるIT化

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）
 - 各府省へのオンライン申請・届出等の手続を行う政府のポータルサイト
 - オンラインでの24時間申請を実現



5

諸外国での民事訴訟のIT化

- アメリカ合衆国
 - 1990年代前半からIT化が進む
 - 1996年から事件の申立て・書面提出・事件記録へのアクセスのオンライン化
- イギリス
 - 2020年までの民事訴訟手続の全プロセスのオンライン化検討
- ドイツ
 - 2018年以降は全ての裁判所で書面のオンライン提出が可能

6

これまでのIT化の取組

- 平成14年3月
 - 最高裁・司法制度改革推進計画要綱
- 平成17年4月
 - オンライン申立てを可能とする法改正（民事訴訟法132条の10）施行
- 平成18年9月
 - 督促手続のオンライン申立ての運用開始
- その他
 - 内部手続のシステム化

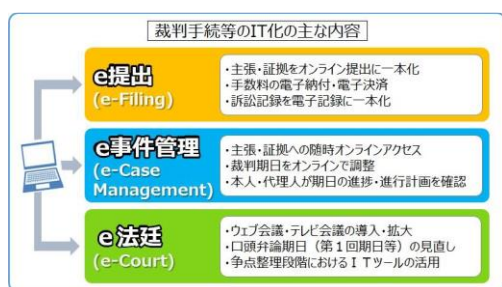
7

「裁判手続等のIT化検討会」

- 平成29年10月から内閣官房で開催
- 「裁判手続等のIT化に向けたとりまとめ」（平成30年3月）
 - 裁判手続等の全面IT化を目指す
 - まず民事訴訟一般を念頭に置いた検討と制度設計を行う
 - 「3つのe」の実現

8

「3つのe」の実現



内閣官房「裁判手続等のIT化検討会」とりまとめから

9

2 3つの段階（フェーズ）による運用開始

～フェーズ1からフェーズ3まで～

10

3つの段階（フェーズ）



内閣官房「裁判手続等のIT化検討会」とりまとめから

11

フェーズ1：現行法下での運用

- ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用
 - 令和2年2月から札幌地裁を含む8地裁本庁（+知財高裁）で運用開始
 - 令和2年12月までに全国の50地裁本庁全てへの拡大終了
 - 今後は地裁支部への拡大を予定

12

フェーズ2・3：法改正による運用

- フェーズ2
 - 法改正により直ちに実現可能な運用
 - ・例：ウェブ会議等の活用による、双方当事者が現実に出席しない口頭弁論期日の運用
- フェーズ3
 - 法改正のほかにシステム開発・導入を要する運用
 - ・例：訴え提起のオンライン化

13

3 札幌地方裁判所における「フェーズ1」の運用

14

札幌地裁でのフェーズ1の運用

- 令和2年2月運用開始
- 民事訴訟手続及び労働審判手続において運用
- Microsoft Teamsを利用
- 「ウェブ会議」「ファイル共有」及び「メッセージ機能」の活用

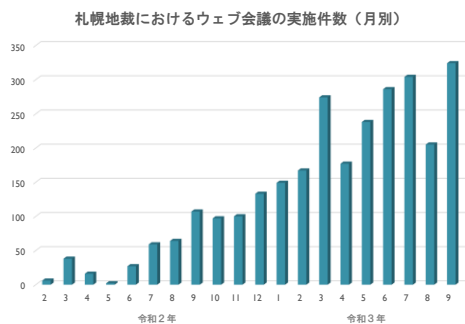
15

ウェブ会議の活用

- ウェブ会議による争点整理手続の開催
- 当事者はリモート参加
- 従前の電話会議システムとの違い
 - 顔を見ながらの会議が可能
 - 画面を共有して議論することが可能
 - 多数箇所との接続も可能
- 従前のテレビ会議との違い
 - 代理人の事務所や出先などどこからでも参加することが可能

16

ウェブ会議の実施状況



17

ウェブ会議の利用者の声

- 良かった点
 - 裁判所への移動時間の節約になった
 - 記録の持ち運びの負担軽減になった
 - コロナ感染拡大防止の面からも有益
 - 従前の電話会議と比べると、裁判官や相手方の表情が見えるところが便利
- 不都合を感じた点
 - 発言が聞き取りづらい
 - 回線が安定しない場合がある

札幌地裁・札幌弁護士会「裁判のIT化に係る意見交換会」から

18

ファイル共有の活用

- 裁判所や当事者が**ファイル**をMicrosoft Teamsにアップロードし、**三者間で共有**することが可能
- 活用例
 - 裁判所和解案の共有
 - 争点整理案・主張整理案の共有
 - 重要な書証等の共有

19

メッセージ機能の活用

- メッセージ機能を用いることで、**期日間に**様々なやり取りが可能
- 活用例
 - 前回の期日内容の確認
 - 争点の確認

20

4 民事訴訟法の改正に向けた動き

21

法制審議会部会における検討

- **民事訴訟法の改正**に向けて令和2年6月から検討開始
- 令和3年2月に**中間試案**公表・同年8月に追加試案公表
- 現在、要綱案の作成に向けた詰め協議を行っている模様
- 「民事訴訟手続について、訴えの提起から上訴までの各段階を**全面IT化**」

22

中間試案の概要①

- 訴えの提起・準備書面の提出
 - 訴えの提起や準備書面の提出は事件管理システムを通じて**オンライン**で行う
 - **訴訟記録**は全面的に電子化する
- 送達・送付
 - 事件管理システムに利用登録をした当事者等に対してはシステムを通じて**オンラインで送達・送付**を行う

23

中間試案の概要②

- 口頭弁論・争点整理手続等
 - ウェブ会議等の活用により当事者双方が**現実に出頭しない口頭弁論期日**・争点整理手続期日等を実現する

24

中間試案の概要③

- 書証
 - 証拠となるべきものの写しの提出は事件管理システムを通じてオンラインで行う
- 証人尋問等・その他の証拠方法等
 - 当事者の同意がある場合など一定の要件を満たす場合にはウェブ会議等の方法による証人尋問や検証を認める

25

中間試案の概要④

- 判決
 - 判決書を電子的に作成する
 - 事件管理システムにアップロードした判決書のデータに基づいて判決の言渡しをする
- 和解
 - ウェブ会議等の活用により当事者双方が現実に出頭しない和解期日を実現する

26

中間試案の概要⑤

- 訴訟記録の閲覧等
 - 当事者及び利害関係を疎明した第三者は裁判所外の端末を用いてオンラインで訴訟記録の閲覧・複製をする
- 手数料の電子納付
 - 手数料及び保管金の納付方法を電子納付に一本化する
 - 郵便費用を手数料に一本化する

27

5 おわりに

28